

## その他②

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル ※索引目次や索引簿を作成しているファイルに限る
行政機関等の名称	宮崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>1 宮崎北警察署（高千穂通交番、宮崎駅前交番、大工町交番、江平交番、花ヶ島交番、青葉町交番、一の宮交番、佐土原町交番、蓮ヶ池交番、阿波岐原交番、平和が丘駐在所、瓜生野駐在所、倉岡駐在所、西佐土原駐在所、那珂駐在所）</p> <p>2 宮崎南警察署（中村通交番、大坪交番、田野交番、宮の元交番、清武交番、国富交番、大塚交番、青島駐在所、大塚台駐在所、小松台駐在所、富吉駐在所、木花駐在所、学園木花台駐在所）</p> <p>3 日南警察署（油津交番、飫肥交番、吾田交番、南郷駐在所、東郷駐在所、大堂津駐在所、酒谷駐在所、富士駐在所、北郷駐在所、外浦駐在所、榎原駐在所）</p> <p>4 串間警察署（福島交番、北方駐在所、大東駐在所、本城駐在所、都井駐在所、市木駐在所）</p> <p>5 都城警察署（花織交番、都城駅前交番、上町交番、祝吉交番、高崎交番、三股交番、高城交番、鷹尾交番、沖水交番、庄内駐在所、山之口駐在所、横市駐在所、乙房駐在所、西岳駐在所、谷頭駐在所、山田駐在所、中郷駐在所、蓼池駐在所、志和池駐在所、有水駐在所）</p> <p>6 小林警察署（小林駅前交番、堤交番、高原駐在所、西小林駐在所、真方駐在所、細野駐在所、東方駐在所、須木駐在所、野尻駐在所、紙屋駐在所、三ヶ野山駐在所）</p> <p>7 えびの警察署（飯野駅前交番、京町駐在所、加久藤駐在所、五日市駐在所）</p> <p>8 高岡警察署（高岡交番、国富交番、綾駐在所、木脇駐在所、西高岡駐在所、穆佐駐在所）</p> <p>9 西都警察署（妻交番、村所駐在所、下三財駐在所、三納駐在所、穂北駐在所、銀鏡駐在所）</p> <p>10 高鍋警察署（都農交番、川南交番、高鍋交番、新富交番、木城駐在所）</p> <p>11 日向警察署（日向市駅前交番、日知屋交番、財光寺交番、門川交番、椎葉駐在所、諸塙駐在所、北郷駐在所、西郷駐在所、東郷駐在所、坪谷駐在所、南郷駐在所、美々津駐在所）</p> <p>12 延岡警察署（南延岡交番、延岡駅交番、和田越交番、西階交番、一ヶ岡交番、城山中央交番、南方駐在所、上南方駐在所、東海駐在所、島浦駐在所、北浦駐在所、北川駐在所、北方駐在所、曾木駐在所）</p>

	13 高千穂警察署（三田井交番、日之影駐在所、五ヶ瀬駐在所、八戸駐在所、高松駐在所、岩戸駐在所、上野駐在所、鞍岡駐在所） ※ 各簿冊は分冊として整理	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため	
記録項目	<p>※ 各都道府県警察の巡回連絡カードに記載される項目を記載すること。</p> <p>1 連絡カード（A）            (1) 整理番号、(2) 所在地（住所）、(3) 世帯主、(4) 名称（氏名）、(5) 生年月日、(6) 家族等氏名続柄、(7) 電話番号、(8) 非常時の連絡先（勤務先、学校、実家）(9) 警察に対する要望連絡事項</p> <p>2 連絡カード（B）            (1) 整理番号、(2) 業態、(3) 名称、(4) 所在地、(5) 電話番号、(6) 長又は営業者、(7) 勤務（営業）時間帯、(8) 勤務員（従業員）数、(9) 夜間（不在時）の管理者、(10) 非常の場合の連絡先、(11) 警察への要望、(12) 勤務（従業）員、(13) 役職名、(14) 氏名、(15) 住所（電話番号）、(16) 備考</p>	
記録範囲	上記記録項目に同じ	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 宮崎県警察本部警務部県民広報課県民情報室</p> <p>(所在地) 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	